

郡山市民オーケストラ規約

第1章 総則

第1条 本会は「郡山市民オーケストラ」と称し事務局を置く。

第2条 本会はオーケストラを通して音楽を研究し、地域の音楽文化向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定期演奏会
- 2 地域音楽向上のための演奏活動
- 3 その他必要と思われる諸活動

第3章 組織

第4条 本会は役員、団員をもって組織する。

第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。但し任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

- 1 団長 1名 総会において団員より選出する。
- 2 顧問 若干名 団長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 3 会計監査 2名 団長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 4 名誉指揮者 総会の承認を得て置くことができる。

第6条 本会は契約により次の指導者を置く事が出来る。一年契約とし契約金は別に定める。

- 1 指揮者 若干名 団長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 2 ミュージックアドバイザー 1名 団長が委嘱し、総会の承認を得る。
イ) 運営委員会・選曲委員会・トレーナー人選に助言を与える事ができる。会の最終的な決定には、アドバイザーはこれを尊重する。
ロ) 総会の決定により、指揮者もしくはトレーナーとして契約する事ができる。
- 3 トレーナー 若干名 団長が委嘱し、総会の承認を得る。練習計画に従ってトレーニングを行う。常設トレーナーについては細則に定める。

第5章 後援会

第7条 本会は本会の主旨に賛同し、オーケストラ活動を支援する後援会を置くことができる。

第6章 団員

第8条 本会の主旨に賛同し、入団を希望する者は書面で届け出るものとする。

第9条 団員は次の諸係を設ける。本係は2年で改選し、団員の互選の上、総会で承認する。補欠による諸係の任期は前任者の残任期間とする。

- 1 コンサートマスター 若干名
- 2 インспекター 若干名
- 3 運営委員（総務・企画・会計・楽譜・楽器） 若干名
- 4 パートリーダー 若干名

第10条 本会は団員より成り、団友及び体験入団者を置く事が出来る。

第11条 団友及び体験入団者については細則に定める。

第12条 休団及び退団の手続は細則に定める。

第7章 会議

第13条 本会は次の会議を持つ。総会は、委任状を含む役員及び団員の過半数をもって成立し、決議は出席者の過半数を必要とする。

1 総会

本会における決議機関で、年一回開催し、規約の制定・改定、予算決算の承認、その他の諸活動を決定する。

2 臨時総会

団長が必要と認めた場合、これを開く。

3 運営委員会

団長・コンサートマスター・インスペクター・運営委員・パートリーダーで構成し、会の運営に当たる。運営に当たりプロジェクトチームを置くことができる。

4 選曲委員会

ミュージックアドバイザー、コンサートマスター2名、インスペクター1名、管楽器1名、打楽器1名、弦楽器1名の計7名で構成される。

選曲委員は、総会の前に上記の各グループより互選で推薦され総会で承認し、任期は1年間とする。

選曲委員の中から互選で選曲委員長1名を選出する。

委員長は選曲委員会を開催し定期演奏会の選曲を行う。

選曲委員が任期途中で代わる場合は、委員長がその後任を決定する。

選曲方針については細則に定める。

第8章 会計

第14条 本会の経費は、会費・事業収入及び補助金・寄付金、その他をもって当てる。

第15条 会費は次の通りとする。なお支払い期間はその年度の7月末までとする。

1 団員 年額 一般 26,000円 学生 20,000円

2 生計を共にする複数の団員がいる場合は、一般学生の区別なく1名につき年額21,000円とする。

3 新入団員 初年度のみ月額 一般2,000円 学生1,500円

4 年度途中の休団・復団に関しては、時期に関わらず年会費を年度内に支払うこととする。

第16条 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日までとし、会計監査を受けるものとする。

第9章 慶弔規定

第17条 団員の慶弔金額は次の通りとする。

結婚 5,000円 死亡 10,000円

第10章 付則

第18条 本会を運営するために必要な細則は別に定める。

第19条 本規約は昭和61年4月1日から施行する。

昭和63年4月1日 改正

令和元年6月8日 改正

平成元年4月1日 改正

平成3年4月1日 改正

平成4年4月1日 改正

平成8年4月1日 改正

平成9年4月1日 改正

平成10年4月1日 改正

平成11年4月1日 改正

平成13年4月1日 改正

平成14年4月1日 改正

平成17年4月1日 改正

平成21年4月1日 改正

平成25年6月1日 改正

平成26年5月31日 改正

平成29年6月3日 改正

平成29年12月3日 改正

平成30年6月29日 改正

郡山市民オーケストラ細則

1. パートリーダー

パートリーダーは演奏上の練習企画、指導、人員の確認・配置、団友の推薦、パート内の諸連絡を行う。

2. 団友について

団友はパートリーダー及び運営委員会が適当と認め、ミュージックアドバイザーの確認を得た者であり、自分の意思でなることはできない。

任期は1年とし、総会前の運営委員会で審議し、総会時に報告する。

団友は団からの要請により、団の活動に参加できる。

会費の支払い及び演奏会のチケットノルマは無いが、他の費用については団員と同じとする。

3. 休団、退団について

①休団については所定の用紙にて届ける。

②休団期間を過ぎても復帰がなく、意思表示のない場合は退団の取り扱いとする。

③休団期間については原則として1年とし、特別の事情がある場合には運営委員会で審議し延期を認める場合がある。

④休団中の団費は徴収しない。

⑤退団は所定の用紙にて届ける。

4. 定期演奏会選曲方針

春定期(6月定期)は前年の3月に選曲決定、秋定期(11月定期)は前年の8月に選曲決定する。

定期演奏会の選曲は選曲委員会で行う。

5. ファミリーコンサート選曲方針

ファミリーコンサートプロジェクトが企画に沿った候補曲を選曲し、運営委員会の承認を得る。

6. 常設トレーナー

原則としてプロの演奏家をチーフトレーナーとして委嘱し、各セクション・パートのトレーナーの人選を依頼する。

ミュージックアドバイザー・運営委員会で検討の上、委嘱する。

7. 楽器・楽譜貸し出し

所定の借用書にて届け出る。

8. 各パートでの講師練習について

各パートで講師を招へいして練習をする場合、1年間に1パートにつき2万円を上限として補助する。

9. 体験入団制度について

①ねらい

体験入団とは、団員増対策の一つとして、新卒の社会人がスムーズに当団へ入団ができるようにした制度である、また、学生時代にオーケストラを経験した者が就職により音楽活動をやめてしまうことを防ぐことにより、地域の音楽文化向上に貢献するものである。

②資格

高校または大学等の学校卒業後の3月から12月までの者とする。

③期間

体験入団の期間は3ヶ月間とする。体験入団期間の終了を持って正式入団とする。

④会費

体験入団期間中の会費の負担は発生しない。

⑤演奏会の出演について

演奏会及びその他の事業への出演は団員を優先する。

出演者が不足する場合に限り、体験入団者は出演できる。ただしその場合、団員を同じく演奏会負担金を支払う。

⑥会議

体験入団者は、総会及びその他の会議に出席できない。

⑦慶弔規定

体験入団者は、慶弔規定の対象から除外する。

付記

平成17年4月1日 改定
平成18年4月1日 改定
平成21年4月1日 改定
平成25年6月1日 改定
平成26年5月30日 改定
平成27年6月6日 改定
平成28年5月28日 改定
平成29年6月3日 改定
平成29年12月3日 改正
平成30年6月2日 改正
平成30年6月29日 改正
令和元年6月8日 改正